

# 令和 6 年第 4 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(令和 6 年 12 月 17 日提出 追加議案第 2 号)

## 説明書目次

番号	項目名	ページ
1	さくら市監査委員の選任同意について	P3
2	議案説明資料 参照法令等	P4

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、選任同意 1 件であります。

追加議案第 2 号は、さくら市監査委員の選任同意についてであります。

本案は、議会議員から選任される監査委員として福田克之<sup>ふくだ かつゆき</sup>氏が最も適任であると考え、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、その選任について議会の同意を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、同意されますようお願い申し上げます。

## 【議案説明資料】

参照法令等

### ◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔監査委員の設置及び定数〕

第 195 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては 4 人とし、その他の市及び町村にあっては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる

〔選任及び兼職の禁止〕

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～5 略

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第 2 項の政令で定める市にあっては 2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあっては 1 人とする。

### ◎ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抄）

〔監査委員の定数四人の市〕

第 140 条の 2 地方自治法第 195 条第 2 項に規定する政令で定める市は、人口 25 万以上の市とする。